平成２９年（フ）第３２５号
盛岡市東中野字見石34番地12　カーサアルピナ201号
債務者　赤坂久美子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５６号
山形県酒田市若宮町２丁目１番５―45号　県営川南アパート５号棟
債務者　杉山　　愛
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第９２３号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―13―402
債務者　梶田　伸一
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７６号
埼玉県戸田市美女木１丁目10番地の17　サンフィット・イシイ302号室
債務者　豊川智恵美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３５号
埼玉県新座市野火止８丁目７番26号　サンライトステージＢ101号室、旧住所埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番５―303号　新鶴団地
債務者　石塚麻規子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６３号
埼玉県新座市栗原４丁目７番30号　フィールドヴィレッジひばりヶ丘Ⅱ103号室
債務者　戸倉　聖司（旧姓西）
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８３号
さいたま市北区宮原町４丁目63番地15　平和荘西号室
債務者　藤原　廣美
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４００号
埼玉県上尾市向山３丁目37番地５
債務者　椿　　吉子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４０４号
埼玉県蕨市中央４丁目19番16号
債務者　伊藤　良平
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４３２号
埼玉県北本市大字下石戸下515番地24、住民票上の住所埼玉県桶川市鴨川１丁目16番６号エコーハウス201号
債務者　敷田いづみ（旧姓晝間）
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４９号
埼玉県戸田市早瀬２丁目19番10号　松原ビル201号室、旧住所東京都北区赤羽１丁目55番８―1402号　ウィルローズ赤羽
債務者　中　　利宏
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５００号
埼玉県川口市元郷１丁目３番８―313号　ワコーレ川口Ⅴ
債務者　若松　一正
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６４４号
埼玉県春日部市藤塚605番地24　トマトハイツ小川101号
債務者　中村　早希
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４８３号
埼玉県所沢市東所沢２丁目27番地の５
債務者　箱守菜々子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６５４号
埼玉県川越市脇田本町26―１―405、住民票上の住所埼玉県所沢市東町12番19号　大和証券所沢寮
債務者　荻島　優実
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６５８号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田56番地７
債務者　渡辺かの江
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３２号
京都府舞鶴市字上安久158番地の２府営住宅３棟502号
債務者　谷口　和久
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係